

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）  <b>第十六条の二十二</b> 略</p> <p>一 略</p> <p>二 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第一項第二号の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる当該事業に係る承認若しくは許可の条件又は当該事業に係る届出時に当該貸付けを受けた者から提出された確認書（総務大臣が定めるものに限る。）において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地</p> <p>イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 同法第十六条又は第二十五条の十八若しくは第三十一条により準用される第十六条の承認</p> <p>ロ 二 略</p> <p>三 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>附 則</p> <p>（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）</p>	<p>（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）  <b>第十六条の二十二</b> 略</p> <p>一 略</p> <p>二 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第一項第二号の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる当該事業に係る承認若しくは許可の条件又は当該事業に係る届出時に当該貸付けを受けた者から提出された確認書（総務大臣が定めるものに限る。）において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地</p> <p>イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 同法第十六条又は第二十五条の十若しくは第三十一条により準用される第十六条の承認</p> <p>ロ 二 略</p> <p>三 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>附 則</p> <p>（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）</p>

第六條 略

2  
63 略

64 法附則第十五条第四十一項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

65  
67 略

第六條 略

2  
63 略

64 法附則第十五条第四十一項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

65  
67 略